

平成26年度人材育成研修事業委託業務プロポーザルに関する企画提案書作成要領

1 提出書類、提出部数

(1) 提出書類

企画提案書、見積書

(2) 提出部数

正本1部、副本8部

2 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る）。

3 提出期限

平成26年3月6日（木） 17時15分必着

4 提出先

〒780-8570 高知市丸の内1-2-20

高知県商工労働部 雇用労働政策課 (TEL:088-823-9766)

5 受付の通知

提出していただいた書類が期限までに到着し受付したときは、提出者に対して書類が到着したことをFAXで通知する。

6 企画提案のポイント

(1) 事業実施の背景

県内企業は、厳しい経済状況、事業規模が小さい等のため、人材育成に充てられる費用・時間に余裕がない。通常、企業において実施されると思われる新規採用者の研修でさえ低調な状況にある。

また、介護・福祉分野における高い離職率の改善、人材の量的確保及び質的向上が喫緊の課題となっている。

■新規採用者の職業能力開発（訓練）の実施状況

- ・ 自社内の訓練施設で仕事を離れて実施 12.2%
- ・ 他社の訓練施設や職業訓練機関等に委託して仕事を離れて実施 8.6%
- ・ 実際の勤務部署において、作業をさせながら実施 72.5%

（平成20年度 高知県地域労使就職支援機構「高知県における雇用に関する調査」による）

■県内の有効求人倍率

- ・ 全業種の有効求人倍率は0.66~0.77倍で推移（H25.11月末時点）
- ・ H23.7月の施設介護職員の有効求人倍率は0.78倍
- ・ H23.7月の訪問介護ホームヘルパーの有効求人倍率は2.39倍
- ・ H22年の要介護者1名に対する就業者の割合で、介護福祉分野で必要な就業者数を推計すると、今後10年間後には約2,500人の人材を育成・確保する必要がある。

（平成23年10月高知県介護・福祉分野雇用検討委員会「今後の介護・福祉分野の人材確保等について（提言）」による）

(2) 事業の目的

企業にとって必要な人材を育成・確保するため、企業が行う人材育成（従業員研修）を支援する。

企業規模に関わらず従業員に等しく研修の機会を与えるため、自社で従業員研修を実施する企業等に対して講師を派遣し、より専門的、効果的な人材育成に取り組むきっかけをつくる。

(3) 委託事業の概要

研修の企画立案、研修受講生・派遣先企業の募集、研修、報告まで、派遣先企業の決定を除き、すべて受託者において行う。

研修の概要については下記のとおりとする。

○対象者

- ・自らが研修を企画立案してきた企業・団体等

○研修（派遣）回数

- ・研修（派遣）回数は12回（12社）以上とする。

○研修時間

- ・1回あたり4時間を標準とする。ただし、派遣先企業の要望により調整することは可とする。

○研修内容・形態

- ・キャリア形成に関する基礎的な知識（振り返り、自己理解等）や社会人としての基礎知識、マナー等または当該企業の業務内容に応じた実践的な研修（接客業は接客マナー、販売業は販売実務等）。ただし、資格習得など専門技術的な研修でないこと。
- ・ロールプレイング等を取り入れた参加型研修とする。

○派遣先企業

- ・受託者と県が協議のうえ、県が決定する。

○研修時期

- ・派遣先企業と協議のうえ決定する。

○研修場所

- ・派遣先企業が設定準備する場所。

(4) 課題

- ① 県内企業等に対し事業の周知を行い、事業の利用促進を図る必要がある。
- ② 受講者等の能力開発向上につなげる効果的な研修とする必要がある。
- ③ 事業所内における人材育成の取り組みの活性化につなげていない。

(5) 企画提案を求めるポイント

- ① 事業の目的と効果を踏まえた取り組み方針について
- ② 事業の利用促進のための周知・広報について
- ③ 効果的な研修内容及び講師について
- ④ 研修効果の測定方法について
- ⑤ 研修業務等の実績について

- ⑥ 提案内容に応じた経費見積について
- ⑦ 研修受講企業内における人材育成の取り組みの活性化への支援について
(高知県職業能力開発協会との連携による支援について)

※高知県職業能力開発協会とは

職業能力開発促進法第79条の規定により、高知県において、県と密接な連携の下に、職業能力の開発促進を図ることを目的に設置された公的法人

<協会が行う主な事業>

- ・技能検定
- ・能力開発セミナー
- ・職業能力開発推進者講習
- ・企業の職業能力開発の促進に必要な相談・援助・情報の提供

7 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案までとする。
- (2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合がある。
 - ① 虚偽の内容が記載されているもの
 - ② 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
- (4) 講師は、キャリア形成に関する知識を十分に有しており、事業の目的に沿った適切な指導が可能であると認められる者であること。
- (5) 企画提案書の審査により委託契約の候補者として選定された場合も、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

平成 年 月 日

高知県知事 様

平成26年度人材育成研修事業委託業務プロポーザル企画提案書

所在地 _____

事業所名 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

FAX _____

E-mail _____

企画提案内容

区分	提案内容
①事業の目的と効果を踏まえた取り組み方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的考え方 ・得意とする分野や特色、研修を受託した場合の他者との優位性等
②事業の利用促進のための周知・広報について	<ul style="list-style-type: none"> ・手段(具体的に) ・広報スケジュール
③効果的な研修内容及び講師について	<ul style="list-style-type: none"> ・実施スケジュール ・開催方法(1回完結型、前・後期2回型等) ・対象者 ・研修内容例(詳細については、別紙様式3のとおり) ・講師派遣研修における企業審査基準
④研修効果の測定方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者へのフォローアップの方法 ・企業へのフィードバックの方法
⑤研修業務等の実績について	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間の主な研修実績(実施主体、内容等) ・委託業務の総括責任者の主な実績 ・事業の実施体制
⑥提案内容に応じた適切な経費見積について	別添様式4のとおり ¥ _____ 円
⑦研修受講企業内の人材育成の取り組み活性化への支援について	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県職業能力開発協会との連携の仕方

注)各区分の提案内容は、できるだけ詳細に記入のこと。ただし、提出は A4サイズ2枚以内とする。(様式3、4は枚数に含まない。)上記以外で補足資料があれば添付のこと。ただし、A4サイズとする。

講師派遣研修における研修内容例及び講師について

研修テーマ	内 容 (実施可能な研修の一例を挙げてください。)	講師氏名	時 間
	<div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 100px;"></div> ※研修のポイント※		
	<div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 100px;"></div> ※研修のポイント※		
	<div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 100px;"></div> ※研修のポイント※		
	<div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 100px;"></div> ※研修のポイント※		

注)講師経歴で参考となる資料があれば添付のこと。ただし、A4サイズとする。

